

漁港の区域内における汚水の放流(汚物の放棄)許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所
(ふりがな)
氏 名

生年月日 年 月 日
法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

次のとおり漁港の区域内の水域(公共空地)において汚水の放流(汚物の放棄)を行いたいので、漁港漁場整備法第39条第1項の規定により、許可の申請をします。

- 1 漁港名 漁港
- 2 許可を受けようとする理由
- 3 許可を受けようとする行為の内容
 - (1) 目的
 - (2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで
市 町
郡 村
 - (3) 場所
 - (4) 数量 m^3
 - (5) 方法

- 備考 (1) 方法欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、請負人(予定者)、受託者(予定者)等の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- (2) 汚水の放流の場合には、汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合には、汚物の種類ごとの数量を数量欄に記載すること。
- (3) 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

添付図書 位置図、土地地形図、数量計算書及び実測平面図

【裏面】

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。